

キャッシュレス・ポイント還元事業

関係者様各位 宛

令和元年10月02日  
経済産業省  
キャッシュレス推進室

## キャッシュレス・ポイント還元事業に関する情報の御提供

平素より、ポイント還元事業への御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
す。

10月1日からキャッシュレス・ポイント還元事業が開始いたしました。皆様の御協力も賜り、加盟店申請数は9月25日時点で約73万店となり、継続的に1日1万店程度の申請をいただいております。今後も、2020年4月末まで申請を受け付け、原則10日毎に追加登録を行う予定です。

皆様からの御要望や御意見を踏まえ、**【1】加盟店登録関係の情報**、**【2】まだ申請をしていない中小店舗の皆様への情報**、**【3】既に申請をした中小店舗の皆様への情報**、**【4】消費者の皆様への情報**をまとめました。

是非ご覧いただき、本事業の周知や問い合わせなどにご活用いただけますと幸いです。

### 【1】 加盟店登録関係の情報について

皆様からの御要望を踏まえ、地域別、業種別の加盟店情報を公表することとしました。具体的には 加盟店申請数（9月26日時点）について市町村別のデータ を公表しました（別添1）。また、10月1日から開始できる加盟店登録数についても都道府県別、業種別のデータ を公表しました（別添2）。今後、定期的に更新していきます。

### 【2】 まだ登録申請をしていない中小店舗の皆様への情報について

① **注意事項**：キャッシュレス対応だけでは本事業の対象にはなりません

「キャッシュレス端末を導入していれば、自動的に本事業の対象になるのか」との問い合わせを多く頂きます。既にキャッシュレスを導入されている場合でも、改めて

決済事業者経由で本事業への登録をしなければ、本事業の対象店舗とはなりませんので、ご注意ください。よう、お願い申し上げます。

② **情報共有**：簡易な中小・小規模事業者向け説明資料を作成しました

皆様からの御意見等を踏まえ、新たに中小・小規模店舗向けに分かりやすい説明資料を作成しました（別添3）。中小店舗へのご説明等にご活用ください。

③ **情報共有**：全国9カ所に地域サポート事務局を開設しました

中小・小規模店舗の皆様が、決済事業者について ホームページで調べたり比較するに当たり、相談することができる地域サポート事務所を開設しました（別添4）。ご活用ください。

なお、地域サポート事務局では、各地域の自治体や業界/支援団体と決済事業者間のキャッシュレス推進に係る取組も紹介することとしております。公開可能な地域での連携・取組等がございましたら、ヒアリングシートに沿って情報提供いただけますと幸いです。

地域サポート事務局についてはこちら

<https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB.html>

※お電話のみでの対応となります。

④ **注意事項**：口座番号など個人情報に関する詐欺にご注意ください

事務局及び決済事業者が、本事業（キャッシュレス・消費者還元事業）のために、対象となる中小・小規模事業者（対象加盟店）及び消費者の口座番号を電話にてヒアリングすることはございません。詐欺等の可能性もありますので、ご注意ください。

### 【3】既に登録申請をしている中小店舗の皆様への情報について

- ① **注意事項**： 複数のクレジットカード会社と契約している場合は注意が必要です  
既にキャッシュレス決済を導入しており、複数のクレジットカード会社と加盟店契約している場合、全てのクレジットカード会社に加盟店登録を行う必要があります（別添5）。中小・小規模店舗の皆様への注意事項をまとめましたので共有いたします。
- ② **注意事項**： 地図上の店舗情報等の変更に関する手続きをまとめました  
登録済加盟店の皆様には、店頭掲示用ポスター等を送付するとともに、地図上に店舗情報（住所・電話番号等）を掲載しております（開示に同意いただくことが登録申請の条件になっています）。IDを複数発行してしまった場合、間違った住所を登録してしまった場合などの対応についてまとめました（別添6）ので、共有いたします。
- ③ **情報提供**： 英語版の注意喚起ポスターのデザインを作成しました  
本事業は、消費税率引上げに伴う対策であることから、海外で発行した決済手段は原則として本事業の対象外となります。その旨を記載した英語版ポスターのデザインを作成しました（別添7）。ご活用ください。

### 【4】消費者の皆様への情報について

- ① **情報提供**： 簡易な消費者向け説明資料を作成しました  
キャッシュレス決済に馴染みのない消費者の方にも本事業に関心をもっていただけるよう、消費者向け説明資料を作成しました（別添8）。
- ② **情報提供**： 主要な決済手段の還元方法・上限設定などをまとめました  
本事業の対象となるキャッシュレス決済手段について消費者向けホームページに公表しております。主要な決済手段の還元方法・上限設定などの情報を取りまとめましたので共有いたします（別添9）。その他の詳細情報は消費者向けホームページをご確認ください。

#### お問い合わせ先はこちら

ポイント還元窓口 受付時間： 平日 10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

消費者向け                   ： 0120-010975

中小・小規模事業者向け： 0570-000655

決済事業者向け           ： 0570-012141